

かわさきTEKTEK広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、かわさきTEKTEK（以下「かわてく」という。）における広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものの他、川崎市広告掲載要綱第3条の規定を準用するものとする。

(1) アプリバナー広告

かわてくのアプリ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(2) 学校別応援状況一覧広告

学校ごとのポイント寄附数等の応援状況が分かる一覧表で、健康福祉局で配布する紙及びかわさきTEKTEK公式ホームページで公表しているPDFデータのことをいう。

(3) 協賛企業等

かわてくの趣旨に賛同し、かわさきTEKTEK協賛要綱（令和5年8月1日局長専決。以下「かわさきTEKTEK協賛要綱」という。）の協賛の決定を受けた法人、その他団体のことをいう。

(4) 広告掲載希望者

かわてくに広告料を負担してアプリバナー広告又は学校別応援状況一覧広告の掲載を希望する者をいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 かわてくに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準の規定を準用するものとする。ただし、アルコール飲料については掲載の対象外とする。

2 アプリバナー広告については、前項に加え、川崎市ホームページバナー広告表現ガイドラインの規定を準用するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) アプリバナー広告

サイズは縦282ピクセル×横1032ピクセルとし、画像形式はJPEG、PNGとする。

(2) 学校別応援状況一覧広告

広告募集時に健康福祉局長が決定する。

2 広告の掲載位置は、以下のとおりとする。

(1) アプリバナー広告

かわてくアプリのトップ画面で市が指定した位置とし、順序等も随時市が決定する。

(2) 学校別応援状況一覧広告

原則各ページの下部とし、詳細は広告募集時に健康福祉局長が決定する。

- 3 1 広告主が同一期間に掲載できる枠数は、アプリバナー広告と学校別応援状況一覧広告それぞれにつき1枠ずつとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載希望者の広告掲載期間は、以下のとおりとする。

(1) アプリバナー広告

ア 1週間単位とする。

イ 協賛企業等のアプリバナー広告掲載期間はかわさきTEKTEK協賛要綱別表1のとおりとする。

(2) 学校別応援状況一覧広告

広告募集時に健康福祉局長が決定する。

- 2 広告掲載希望者が複数単位の掲載を希望するときは、これを認めることができる。

- 3 広告掲載期間内に市の都合でアプリ又はホームページを閉鎖した場合、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 4 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページなどの広報媒体を活用して広報し募集することとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者の広告掲載の申込みについては、以下のとおりとする。

(1) アプリバナー広告

ア かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載申込書(第1号様式)で市長が指定する期限までに提出することにより申し込むものとする。その際、市長は必要に応じて掲載を希望する企業等に関する資料を求めることができる。

イ 協賛企業等の協賛特典分については、かわさきTEKTEK協賛要綱に定める「かわさきTEKTEK協賛申込書」をもって広告掲載申込書に代えることができる。なお、内容については当要領に基づき審査するものとする。

(2) 学校別応援状況一覧広告

広告募集時に健康福祉局長が決定する。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申込みがあった場合には、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について、以下のとおり通知するものとする。

(1) アプリバナー広告

かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載承認通知書(第2号様式)又はかわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載不承認通知書(第3号様式)により前条の申込みに通ずる。ただし、協賛企業等の協賛特典分については、原則としてかわさきTEKTEK協賛要綱に定める「かわさきTEKTEK協賛申込書」の備考欄に広告掲載内容の審査結果について記載するものとする。

(2) 学校別応援状況一覧広告

広告募集時の内容に対応した承諾通知書又は不承諾通知書により前条の申込みに通ずる。

3 市長は、広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお同順位のものの中では掲載希望期間の長いものを優先することができる。

(1) 第1順位 出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他私企業または自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が広告掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告掲載承認の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を記載した以下に定める書面を市長に提出する。

(1) アプリバナー広告

かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載承諾書(第4号様式)。ただし、協賛企業等の協賛特典分については不要とする。

(2) 学校別応援状況一覧広告

広告募集時に健康福祉局長が決定する。

(広告の原稿等の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告の原稿を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、原則として市

長が指定した期日までに、指定する方法により、指定する場所に提出するものとする。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料等)

第11条 広告掲載希望者の広告掲載料(協賛特典分を除く)については、以下のとおり定める。

(1) アプリバナー広告

1週につき5万円(税抜)とする。

(2) 学校別応援状況一覧広告

類似広告の市場価格等を勘案し、その単価について予定価格を定めるものとする。

2 広告主は、掲載の決定後広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告の内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等がこの要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載の取り消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページ内容等が、この要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告の掲載の一時停止)

第14条 市長は、リンク先のホームページが不正アクセスやシステム停止等を引き起こす内容を含む恐れがあると判断したときは、あらかじめ広告主に説明した上で広告の掲載を一時停止し、広告主に必要な対策を求めることができる。また、やむを得ない事情があるときは、広告主への事前説明を省略することができる。

2 市長は、自然災害の発生等により市ホームページへの接続が集中し、接続が不安定になる恐れがあると判断したときは、広告主へ事前説明をすることなく、広告の掲載を一時停止することができる。

(広告の掲載の取り下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出な

なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの週数に応じて返還する。ただし、週の途中で掲載することができなくなった場合の当該週については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するものとする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第15条第2号から第5号までの規定により広告掲載を取り消したとき、又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の届出義務)

第18条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページアドレスを広告掲載期間の単位ごとに変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、第3条及び第4条の規定により広告原稿を作成し、原則として変更しようとする広告の掲載開始日の4週間前までに以下の書面を市長に届け出るものとする。

(1) アプリバナー広告

かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載内容等の変更届出書(第5号様式)

(2) 学校別応援状況一覧広告

広告募集時に健康福祉局長が決定する。

(審査委員会)

第19条 広告の内容及びデザイン等に関する疑義を審査するため、広告掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 健康福祉局保健医療政策部長

(2) 健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕

(3) 健康福祉局総務部庶務課長

(4) 健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課長

(5) 健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課担当係長〔健康事業〕

- 3 審査委員会の委員長は、健康福祉局保健医療政策部長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第20条 審査委員会の会議は、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 審査委員会の会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審査委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は別途健康福祉局長が定める。

附 則

この要領は、令和5年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

氏 名

(法人等の場合は、名称及び代表者の氏名)

かわさきTEKTEKのアプリバナー広告掲載を次のとおりに申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者 等	住 所 ※法人等の場合は所在地		〒 -
	フリガナ 氏 名 ※法人等の場合は名称		
	フリガナ 代表者役職名・氏名 ※個人の場合は不要		
	生 年 月 日 ※法人等の場合は 代表者の生年月日		年 月 日
	連絡先	担当者名	※個人の場合は不要
		T E L	
		F A X	
		E メール	
	業 種		※個人の場合は不要
	掲 載 希 望 期 間		年 月 から 年 月 まで (週間)
掲 載 希 望 枠 数		枠	
リンク先のアドレス			
広 告 の 内 容		・バナー内容案をご記入ください。 ・バナー広告原稿が既にある場合は、添付してお送りください。	
A L T 属 性			
申 出 事 項 ※該当する項目にチェック		☐ この申込書の広告の内容はバナー広告のリンク先として指定するホームページの内容と相違ありません。 ☐ 川崎市広告掲載要綱及び同基準並びにかわさきTEKTEK広告取扱要領及び川崎市ホームページバナー広告表現ガイドライン等、関係法令を遵守します。 ☐ 市税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はありません。 ☐ 川崎市暴力団排除条例第2条に規定する者ではありません。また、そのことを確認するため同条例第7条に則り、川崎市が本様式に記載された個人情報に神奈川県警察本部に照会することについて同意します。 ☐ 申請の内容に虚偽等があった場合、広告の掲載を取り消されることに不服を申し立てません。	

かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載承認通知書

年 月 日

様

川 崎 市 長

年 月 日付けで申し込みのありましたかわさきTEKTEKの
アプリバナー広告掲載について、次のとおり掲載することを承認します。

広告の内容	
掲載期間	年 月から 年 月まで (週間)
掲載枠数	枠
リンク先のアドレス	
A L T 属性	
広告掲載料	¥ ¥50,000× 週間＋消費税 (10%)
広告料金納入期限	年 月 日までに、同封の納入通知書により 金融機関にお支払ください。
原稿提出期限	
提出先	

その他

掲載内容に同意の場合、同封の承諾書に御署名・押印いただき、
月 日まで (必着) にご返送ください。

担当部署 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載不承認通知書

年 月 日

様

川 崎 市 長

年 月 日付けでお申し込みいただきましたかわさきTEKTEKのアプリバナー広告掲載については、次のとおり掲載することができませんので、お知らせいたします。

広告の内容	
掲載期間	年 月から 年 月まで (週間)
掲載枠数	枠
リンク先のアドレス	
A L T 属性	
非掲載理由	かわさきTEKTEK広告取扱要領第 条 による。

担当部署 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

収入
印紙

かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載承諾書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

かわさきTEKTEK広告取扱要領に基づき、次の内容でアプリバナー広告を掲載することを承諾します。

広告掲載者	所在地		〒 -
	ふりがな 名称		
	ふりがな 代表者役職名・氏名		印
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
広告の内容			
掲載期間		年 月から 年 月まで(週間)	
掲載枠数		枠	
リンク先のアドレス			
ALT属性			
広告掲載料		¥ ¥50,000× 週間＋消費税（10%）	
広告料金納入期限		年 月 日	
原稿提出期限		年 月 日	

かわさきTEKTEKアプリバナー広告掲載内容等の変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名

(法人等の場合は、名称及び代表者の氏名)

川市 第 号で承認されているかわさきTEKTEKのアプリバナー広告掲載について、広告の内容及びリンク先 URL の変更を、次のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 者 等	住 所 ※法人等の場合は所在地		〒 -
	フリガナ 氏 名 ※法人等の場合は名称		
	フリガナ 代表者役職名・氏名 ※個人の場合は不要		
	生 年 月 日 ※法人等の場合は 代表者の生年月日		年 月 日
	連絡先	担当者名	※個人の場合は不要
		T E L	
		F A X	
		E メール	
	業 種		※個人の場合は不要
	掲 載 期 間		年 月から 年 月まで(週間)
掲 載 枠 数		枠	
変 更 希 望 日		年 月から	
リ ン ク 先 の U R L		変更前	
		変更後	
広 告 の 内 容		変更前	
		変更後	
申 出 事 項 ※該当する項目にチェック		☐ この申込書の広告の内容はバナー広告のリンク先として指定するホームページの内容と相違ありません。 ☐ 川崎市広告掲載要綱及び同基準並びにかわさきTEKTEK広告取扱要領及び川崎市ホームページバナー広告表現ガイドライン等、関係法令を遵守します。 ☐ 市税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はありません。 ☐ 川崎市暴力団排除条例第2条に規定する者ではありません。また、そのことを確認するため同条例第7条に則り、川崎市が本様式に記載された個人情報に神奈川県警察本部に照会することについて同意します。 ☐ 申請の内容に虚偽等があった場合、広告の掲載を取り消されることに不服を申し立てません。	